官報
発行　内閣府
（原稿作成　国立印刷局）

目次

〔省　令〕
○医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律施行規則の一部を改正する省令（厚生労働一三三）　一
〔法規的告示〕
○医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律第四十九条第一項の規定に基づき厚生労働大臣の指定する医薬品の一部を改正する件（厚生労働三二六）　二
○医薬品等副作用被害救済制度の対象とならない医薬品等の一部を改正する件（同三二七）
○令和八管理年度における特定水産資源（みんくくじら）の採捕の停止に関する件（農林水産一二四七）
〔その他告示〕
○特定国外派遣組織を指定する件（総務三一二、三一三）　三
○棚田地域振興法第七条第一項に基づく指定棚田地域を指定する件（総務・文部科学・農林水産・国土交通・環境二）
○返納を命じた旅券を無効とする件（外務二六八、二六九）
○農薬を登録した件（農林水産一二四八）
○農薬の登録が失効した件（同一二四九）
○砂防法第二条の土地を指定する件（国土交通一〇八一～一〇八四）　七
○運輸審議会から答申があった件（同一〇八五）　七
○砂防法第二条の土地の指定を解除する件（同一〇八六）　七
〔人事異動〕
内閣法制局　七
〔皇室事項〕
諸事項　七
〔公　告〕
官庁
財団、潮来市土地改良区の定款変更の認可関係　七
裁判所
相続、公示催告、失踪、除権決定、破産、免責、特別清算、再生、所有者不明関係　七
特殊法人等
企業年金基金設立関係　七
会社その他　二四

省　令

○厚生労働省令第百三十三号

医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律（昭和三十五年法律第百四十五号）第四十四条第二項及び第六十七条第一項の規定に基づき、医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律施行規則の一部を改正する省令を次のように定める。

令和八年八月二十四日　厚生労働大臣　上野賢一郎

医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律施行規則の一部を改正する省令

医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律施行規則（昭和三十六年厚生省令第一号）の一部を次の表のように改正する。

（傍線部分は改正部分）

改正後	改正前
別表第三（第二百四条関係）	**別表第三**（第二百四条関係）
毒　薬	毒　薬
（略）	（略）
劇　薬	劇　薬
（略）	（略）
有機薬品及びその製剤	有機薬品及びその製剤
一～五の七十六　（略）	一～五の七十六　（略）
（削る）	五の七十七　一―［三―（アミノメチル）フエニル］―Ｎ―（五―｛（一Ｒ）―（三―シアノフエニル）［（シクロプロピルメチル）アミノ］メチル｝―二―フルオロフエニル）―三―（トリフルオロメチル）―一Ｈ―ピラゾール―五―カルボキシアミド（別名ベロトラルスタット）、その塩類及びそれらの製剤。ただし、一カプセル中一―［三―（アミノメチル）フエニル］―Ｎ―（五―｛（一Ｒ）―（三―シアノフエニル）［（シクロプロピルメチル）アミノ］メチル｝―二―フルオロフエニル）―三―（トリフルオロメチル）―一Ｈ―ピラゾール―五―カルボキシアミドとして一五〇㎎以下を含有するものを除く。
五の七十七～五の八十　（略）	五の七十八～五の八十一　（略）
六～五十一の十　（略）	六～五十一の十　（略）
五十一の十一　（略）	五十一の十一　（略）
(1)～(3)　（略）	(1)～(3)　（略）
(4)　一噴霧中一・一―ジメチル―三―（アルファーシクロペンチル）マンデリルオキシピロリジニウムブロミドとして一八・〇㎎以下を含有する吸入剤	(4)　一噴霧中一・一―ジメチル―三―（アルファーシクロペンチル）マンデリルオキシピロリジニウムブロミドとして九㎎以下を含有する吸入剤